

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決は、被上告人が本件土地賃貸借解除の前提として訴外Dに対してなした催告に定める金額一一、五三三円二銭は、同訴外人の当時負担する延滞賃料額を超え、ること五六〇円八五銭にすぎないことを確定した上、右の程度の超過額があつても、何等前記催告の効力を妨げないものと判示しているのであり、右判示は相当である。

その他の論旨は、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝 重
裁判官	藤	田	八 郎
裁判官	谷	村	唯 一 郎